

## 乾隆初期の通貨政策：直隸省を中心として

黨, 武彦  
九州大学大学院文学研究科

<https://doi.org/10.15017/24609>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 18, pp. 35-54, 1990-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 乾隆初期の通貨政策

——直隸省を中心として——

黨 武彦

## はじめに

十八世紀の中国経済をいかに位置づけるかという問題関心から、近年特に乾隆期の経済問題、経済政策に関する研究が蓄積されつつあり、様々な問題提起がなされている<sup>1)</sup>。本稿も基本的には同様の問題関心において、乾隆初期の通貨政策の分析を通じ前近代中国経済の最後の段階である該時期の経済がもつ性格を解明していきたいと思う。

その十八世紀の中国がいかなる経済状況下におかれていたかについては、既に諸研究において整理検討されているので贅言は要<sup>2)</sup>まい。急激な人口増加と物価上昇、諸研究に共通する認識であるこの二つの現象は、やはり該時期の中国経済を理解する上で重要な鍵となるものであろう。

貨幣を扱うことについてであるが、この点についても基本的な問題については黒田明伸氏により提示されているので、いたずらに議論は展開しない。ただ貨幣の問題、通貨政策の問題は、単に政策理念や政策技術論の問題としてのみは完結しえず、それが社会的質権を持つ「貨幣」であるがゆえに生ずる様々な社会の複雑性の位相を浮きぼりにする<sup>3)</sup>。このような視点は失ってはなるまい。

さて、本稿では具体的問題としては、乾隆初期から特に問題になっていた「錢貴」に対応せんとする、乾隆九十年（一七四五—一七四六）の京師における諸政策、乾隆十七八年（一七五二—一七五三）の退蔵銅錢に関する政策を材料としてとりあげてみたい。基本的な史料はやはり『実録』や『宮中檔奏摺』による部分が多いので、乾隆帝や諸官僚の政策発案のもととなる発想を分析する、という手法を取る部分も多いが、中央レベルの発想にとどまらず地方のレベルにも焦点をあて、

該時期における地域経済の展開について展望してみたいと思う。清朝の経済政策について考える場合には様々な視点があるが、その一つとして国家構造の問題が挙げられる。つまり経済政策の理念や運用における中央と地方、という問題であり、地方官僚は多様な場面で「因地制宜」による処理を要請されながらどの程度の範囲自立的でありえたのか、という問題である。とはいえ、清朝中央がいかなる理念をもっていたにせよ、現実問題として地域毎の経済環境の偏差の存在は歴然としたものであるから、特定地域に関する政策からその地域の経済の特質なりを導くこともできよう。本稿ではそういった展望のもとで、京師を含む所謂「畿輔」である一方で、すでにこの時期には一省としてあつかわれているという状況下にあり、また本稿で扱う具体的事例で特に問題となり、そこで特徴的な行政を見せ、経済や行政にかかわる中央システムと地方システムの関連という先述の問題にも一つの手がかりとなる直隸省における政策過程に焦点をあてたい。

## 一 概観

### 国宝賈於流通。

これは清代乾隆期における上諭・上奏等に見られる決まり文句である。そして清朝当局にとってかくあるべき銅錢（国宝）の姿であった。伝統の中にあり、また人々の日常性の構造の中に刻みこまれ、「民間日用、首重米穀、次即錢文」とされ、また「民間日常必需」たるものであった銅錢は、清朝にとってまことにやっかない存在であったことは、以下の行論からも明らかとなろう。

清代から近代史にかけての中国貨幣制度の問題点については既に川勝守氏が指摘され、清朝の銅錢についての通貨政策の特質と問題点は黒田明伸氏が検討されているので、ここでは両氏の議論をふまえた上で、本稿にかかわる点において整理したい。

清初順治期までにおける通貨政策の目的は中華帝国であることの意味表示として、あるいはこの事業をその必要条件として認識した銅錢鑄造、さらに明末に混乱した錢法の弊害除去とそれによる民心の安定にあった。また更に財政補填的な見地からの「鑄息」（鑄造利益）を得ることもその大きな目的の一つとしていたことは確実である。しかし、康熙期の体制確立期に至り、経済が一応の安定を示すようになると、逆に混乱に乗じて得ていたとも言える鑄息が望めなくなり、問題はいかにして銅錢を安定供給するかに求められるようになる。そして原料である銅・鉛の調達、すなわち弁銅・弁鉛が政策重要課

題となる。特に問題となった銅について言えば、この時確立していったのが日清貿易による洋銅の確保と、関差弁銅・商人弁銅等の京局銅供給システムである。洋銅にその供給を依存する体制は雍正期にも継承されるが、既に指摘されているように主に日本側の要因により、供給が不足がちになり、この不安定性が銅禁の策を求めさせたが、必ずしも有効策であるとはいえなかった。しかし乾隆期に至り京局需用銅の雲南銅への切り変えが開始され、乾隆三年（一七三八）には六三三万斤すべての銅が雲南銅に求められる銅供給システムが成立した。このシステムが、単に銅の安定した供給額の確保を可能にしたということにとどまらず、清朝の行政システムや経済・流通システムに画期的な影響を与えたものであることは川勝氏の専論において指摘されている<sup>10</sup>。このシステムの成立によりはじめて、黒田氏が画期的であるとする乾隆五年（一七四〇）以降の各省の自立的銅確保による鑄銭の開始につながる。そしておよそこのころから通貨政策の第一の政策課題となるのが「錢貴」の問題なのである。

以下の節で、その政策の具体例を二例検討したい。

## 二 乾隆九、十年の京師における通貨政策

乾隆九年十月、大学士鄂爾泰等の奏によって、京師における錢貴の対策として八条からなる案が議され裁可された<sup>3</sup>。八条とは、

- 1、京城内外鑄銅打造舖戸、宜官為稽查。
- 2、京城各當舖、宜酌量借給資本銀、收錢發市流轉。
- 3、官米局売米錢文、不必存貯局内。
- 4、京城各當舖、現在積錢、宜酌錢數送局、一并發市。
- 5、錢市經紀、宜併併一處、官為稽查、以杜擡價。
- 6、京城客糧店、收買雜糧、宜禁止行使錢文。
- 7、京城錢文、宜嚴禁出京興販。
- 8、近京地方函錢、宜嚴行查禁。

というもので、鄂爾泰等は現在の京師における錢貴の原因は、これら八条の対策で是正されるものの中に尽くされている。

としている。1は、私銷の根源とされた銅鋪を、政府統制下に置くことによる銅錢溶解の防止策、2は銅錢が集中しやすい當鋪に資本銀を貸与してその運用を許し、その代償として毎月銅錢二十四串を、この政策の爲に設けられた官錢局（正陽門外の布巷と内城紫金城北東の鼓楼の東の二ヶ所）に提出することが義務づけられたもの、3は当時二十七ヶ所あつた八旗および内務府米局に集まる銅錢を三日に一度市場に発売することを義務づけたもの、4は2の策が軌道に乗るまでの暫定案として、六・七百座あるとされた當鋪の現在保有する積錢の官錢局への提出（大當三百串、小當一百串）を義務づけたもの、5は現在分散している十二名の錢市經紀を一ヶ所（正陽門外）に集め、官定の錢価の錢市場における徹底をはかるもの、6は京師に至る客糧店に対する銅錢使用の禁止、7は商船や漕運船に対する京師からの銅錢持出の禁止、8は直隸省所屬の各莊村鎮集に対する銅錢退藏の禁止であり、5を除けば銅錢の流通量の不足、あるいは銅錢そのものの不足を錢貴の根本原因として認識して行おうとした対策である。

これら八条の政策が施行された三ヶ月後、翌乾隆十年正月には、

近年以来京師錢価増長、民用不便。朕深為厪念、多方籌画、諭廷臣悉心計議、務得善策以平價值。上冬伊等議得數條、試行於京師。數月以来錢価漸減、似有微效、民間稱便。<sup>14)</sup>

という上諭が出され、八条政策によるとされる錢価平減と政策の有効性を言っている。しかしさらに二ヶ月後の乾隆十年三月に出された兵部侍郎步軍統領舒赫德、および順天府尹蔣炳の奏には、

京師錢文、自各門嚴查後、価値漸平。而近京州県錢価頓長、綏因各省糧艘將次抵通、閩広洋船將次抵津、及一切停泊船隻乘時南下、奸民囤積販賣之所致。<sup>15)</sup>

とあり、京師における錢価は落ち着きをみせているが、近京の州県では逆に錢価が硬化していることを言う。その原因として、通州に至る各省の漕船、天津に至る福建・広東の海船が南下する際の銅錢の販運行為を挙げ、関係各官（倉場侍郎、直隸総督、天津関監督、漕運総督、天津道員及び知府）のそれぞれの管轄において販運行為を取り締まらせることを請うている。このことに関する対策は先掲八条の7に盛り込まれていたが、具体策を詳細に規定している1、3、2、4、5の対策と異なり、6、8と同様ただ禁止を言うにとどまっていたものである。さてここで注意したいのは舒赫德等は京師での錢価の定安が京師外州県の錢価上昇の直接の原因であるとはしていないことである。すなわち京師における政策にともない京師に銅錢が集中したことによる錢価の上昇ではないと認識している。少なくとも既時期・既地域にあつての銅錢流通はそれほど底

の浅いものではなかったと思われる。

右で見た舒赫德寺の上奏には、一応京師における錢価の安定は述べられていた。しかし翌四月には京師における錢価の上昇を言う上論が出され、五月支給予定の兵餉搭放錢の比率を高めることが諮問されている。<sup>16</sup>結局前年十月の政策は、すでにこの時点でその有効性を失いつつあったことになる。

最初に述べた八条の対策については、それを疑問視する見解もあり、三月に御史李慎修が、「北方の民俗は錢を用いることを便としている。現在廷臣たちが議論して定めた條款は事を行うに性急で煩雑である。これらの政策は悉くやめ民の自便にまかせるべきである。」という内容の上奏をしている。<sup>17</sup>乾隆帝は旨において、この奏を諸大臣の錢法弁理に対する努力尽力への誹謗中傷である、としながらも、「不無所見」として廷臣に検討を命じている。またここで乾隆帝は、

交易之事、原應聽民之便、非可以法禁之繩之者、此朕平心靜氣之論。

と述べ、その自らの経済（政策）観を述べているのは興味深い。実は乾隆帝は、先に見た舒赫德等の近京地方の錢価上昇を言う上奏を与えた旨の中で、京師における八条対策について、あるいは錢法政策一般について自らの見解を述べている。まづ乾隆帝は、

錢文一事、有稱廣為開採者、有稱嚴禁盜銷者、有稱禁用銅器者、更有稱多則用銀少則用錢者、其論不一。即京師現在議定章程、稽查辦理、亦不過補偏救弊之一端、終非正本清源之至計。

と述べ、錢法政策一般、あるいは現に京師で行われている政策について、それを根本を是正する策ではない、という認識を述べる。次にその銅錢観については、

朕思五金皆以利民。鼓鑄錢文、原以代白金而廣運用、即如購買什物器用、其價值之多寡、原以銀為定准、初不在錢價之低昂。今不探其本、惟以錢為適用、其應用銀者、皆以錢代。

という。これはすなわち清初定めた銀一兩＝銅錢一千元という官定の錢価のことを言っており、銅錢の「補助貨幣」観といつてもよいだろう。順治期の制錢に「一釐」と書かれていたものがあったことを想起されたい。そして、銀を用いるべきところまで銅錢を用いる傾向について本末転倒であるとして、それが商民だけではなく官僚の中にも見られることを、直隸省における水利工事や城の修工、あるいは山東省への布疋の採買を例に挙げて言う。そして、「向來江浙地方、有分釐皆用銀者、何嘗見其不便」という江南での事例を引きあいに出して、

嗣後官發銀兩之處、除工部應發錢文者、仍用錢文外、其他支領銀兩、俱即以銀給發、不得復易錢文、至民間日用、亦當以銀為重。其如何酌定條款、剴切曉諭、使商民共知之處。

と述べ、銀の支領・使用を徹底させることをいう。これらの乾隆帝の認識には様々な興味深い問題が含まれている。このことについては後にまとめて検討しよう。

それでは乾隆帝はこれを全国普遍的な問題ととらえていたのであろうか。右に見た旨の中では直隸省の諸工事、山東省への布疋の採買が例として挙げられている。実は先に見た、京師における錢法八条を「似有微効」とした十年一月の上諭には、地方錢局を有する外省督撫に対して、京師で施行したような錢貴対策を各省でも行うべきかについて咨問すべきことが命じられている。特に1の銅舖の婦併と、3の官米を糶売した時の銅錢を市場に売り出すこと、この二つについては施行すべきであり、また施行に容易な策ではないか、という。さてこの上諭を載せる『実録』には、以下上諭に続けて、江蘇巡撫陳大受、浙江巡撫常安、福建巡撫周学健、湖北巡撫晏斯盛、湖南巡撫蔣溥、川陝總督慶復、四川巡撫紀山、署廣東巡撫広州將軍策楞の上奏を載せている。遅れて同年六月に、西江總督尹繼善（江西省に関するもの）、七月には貴州總督張広泗、十月には署広西巡撫託庸の上奏が残されている。もとより『実録』所収のものであるので、その内容は削除され、要約されていることはいたしかたない。あるいは後に見る乾隆帝のそれぞれの上奏に対する旨に符合させませんが為であることも考えられるが、各省督撫の上奏の内容の要約記述の重点は京師における対策（各省に伝達される間に、2と4の當舖に関する條款が略され、六条対策となっている。）を該省において採用するか否か、という点に置かれている。

第一表

江蘇	浙江	福建	湖北	湖南	陝甘	四川	広東	貴州	広西
母庸	難仿照	母庸	仿照	仿照	母庸	母庸	母庸	母庸	母庸
母庸更議	行	行	行	行	行	行	仿照	母庸議	無弊
錢市管理	難仿照	錢市未設	母庸議	難仿照	母庸	母庸	母庸	母庸	母庸
再飭地方官	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	母庸查禁
禁興販	母庸*	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查
禁囤積	母庸查禁	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查	稽查
備考	*海船については嚴查								

三種銅錢の流通

（典拠）註04、08、09、20の『高宗実録』

第一表はそれに従ってまとめたも

のである。

さてこれらの上奏を見ると、総じて各省の文言は、京師における対策を自省においてそのまま適用するわけにはいかないことを強調している。例外は平糶時に得た銅錢を官価平売するという対策で、これは各省ともその必要性を言うが、銅鋪の帰併、錢市經紀の管理については、特に後者について原則として採用すべきだとする省は一つもない。もちろん各省の状況によって不採用の理由づけは異なっている。例えば江蘇では錢市經紀の管理について、「査兌錢雖有經紀名色、出入悉照時価、不能意為高下、毋庸仿照。」と述べ、ある程度の銅錢市場の自立性を前提に政策の介入の必要性を認めず、一方陝西では同じ問題について、「錢鋪皆係小本經營、就地貿易、声息相通、不能抬価。設立經紀、反開壟斷。」と述べ、經紀の設置自体が従来の取引慣行を混乱させるとしている。しかし、ここでは彼ら各省督撫の報告が各省の実態を本当に示しているのかどうかについては問うまい。重要なのはこれらの言動が各省統治上正論として通用する、ということである。先に触れたが、各省督撫の上奏にはそれぞれについて実際には乾隆帝の硃批であつたろう旨が附されている。以下それを列記してみよう。

なお（一）内はどの省の奏に対しての旨かを示すものである。

所見頗是。即京師所辦、現即有扞格難行處也。（江蘇）

惟在因時制宜行之而已。法制禁令、豈能盡天下之情哉。（福建）

總在汝等妥酌行之。語云救荒無善政。朕於錢法亦云如此。（湖北）

有治人無治法。即京師現行之法、亦不過補偏救弊、非經久可行之事也。（湖南）

有治人無治法。即京城之法、朕亦不謂之十分合宜、仍不過補偏救弊而已。（陝西）

今制錢之所以日貴者、以行使之處甚其広也。粵東既有各色錢文行使。朕意不若聽從民便可耳。若必定以法令、使之盡使制錢、反有扞格難行之處。即京師籌画錢法、亦可謂不遺餘力、而總無善策。況外省乎。（広東）

ここに見えるように、こと銅錢問題に関しては、例えば因地制宜、因時制宜のような言葉には単に決まり文句であるとか、中央の指針を示すとかいったレベルにとどまらない、地域差と各省における政策の相違を明らかに認める姿勢が見える。近代の常識で通貨というものを考えた場合、画一的な規格なり流通システムなりを維持しようとするのが通貨当局というものであろう。清朝は「制錢」の画一規格供給には一応こだわりのながらも、一方で小錢等の流通は少なくともこの時点では必要悪としている。

さてここまで京師八条午策とそれに関わる諸問題を見ながら、乾隆帝や諸官僚の文言に焦点をあててきたが、その中には先にも若干触れたように興味深い問題が含まれている。

一つは銅銭の使用制限の問題である。乾隆帝は錢貴に対応せんとする諸政策が、「補偏救弊之一端」に過ぎず、「正本清源之至計」ではないとはしながらも、自らの見解として、あくまでも「補助貨幣」としての本来の目的を逸脱し、不必要なところまでに用いられている、と彼が認識した銅銭使用の広範囲さを問題とする。この自らの見解によって銅銭使用の制限策を議論させており一応制度化された<sup>22</sup>。しかしこの見解を全国普遍的にあてはまるものとして考えていないことは、各省督撫への旨を見れば明らかである。あくまでも京師周辺・直隸省ぐらゐまでをその対象として考えていたに違いない。しかしこの範囲内においてさえ、次節に見る銅銭退蔵問題に見られるようにとても遵守されていたとはいえない。この問題が一片の法令で片づくようなものではなかったことは後にも明らかになろう。

もう一つは京局鑄造銅銭の流通させるべき範囲についての認識の問題である。「京局所鑄之錢、豈能供外省各處之用<sup>23</sup>」という文言も見られるが、実質的な問題としてはともかく、理念的には宝泉・宝源二局は文字どおり全国の銅銭の供給源であるはずであった<sup>24</sup>。しかし現実には漕船や海船や客糧店の銅銭販運行為の禁止という政策がとられる。米穀の遏糶に対しては厳しく臨んだ清朝中央も、その「遏錢」にはまったく疑問を呈していない。こういった原則は各省でも同様で、自省からの銅銭の販運行為を禁止する政策は普通に行われている。こういった原則の背景には、もちろん事態が京師・直隸にかかわる為であるからということもあるが、より重要な背景として、前節で触れた雲南銅弁銅のシステム化とその結果による各省の自律的弁銅の制度化があると思われる。

この二つの問題は、実は直隸省地域経済の展開において重要な意味を持つものとなる。結論を急ぐ前にもう一つの問題を検討してみよう。

### 三 乾隆十七〜八年の直隸省における銅銭退蔵問題

乾隆十七年七月十二日、山東布政使李謂は「北省」における錢貴の原因が、「富戸」による銅銭の多蔵や死蔵にあるとして、銅銭の貯蔵額に五十串という制限を設け、現時点でそれを越える保有錢は官に発出させ、時価による銀との交換を行わなければならない、とする上奏を提出した。郷農富戸の銅銭退蔵の弊害については前章において見た乾隆九〜十年の事例も含めて

幾度か問題となっていたが、いずれも京師周辺の事態が対象とされた。李謂は、「其實各省俱有此弊」として、全省的問題として処理することを議している。<sup>25</sup>

この李謂の上奏をうけ、五日後の七月十七日上諭が出される。その内容は、李謂の案件を厳密に行えば混乱を生ずるので、「曉諭」を行うという形で退蔵銅錢を自発的に市場に出させ、従わない場合において官が手段を講ずべきこと、またこの上諭は各省督撫に通知すべきことを言ったものであった。<sup>26</sup> ついで上諭をうける形で各省から「型どおり」の上奏がなされ、それらは基本的にはそこだけのものとして処理される。しかし直隸省においては独自の政策展開を見せる。すなわち、上諭から二ヶ月足らず経た九月五日、舒赫徳・胡宝泉の上奏が提出され、<sup>27</sup> そこでは順天府における銅錢退蔵の弊害の存在を前提に、上諭に従って「勸諭」によって銅錢の保有制限を行い官に制限外分を提出させ、それを市場に出し、その結果京師においては前月と比較して十数文安いという紋銀一兩〓大制錢七百七十五文となり、また外州県においても錢価が若干下がり、政策の効果があつたことを報告する。その二日後の九月七日、この舒赫徳等の上奏をふまえて直隸總督方觀承を対象に上諭が出される。<sup>28</sup> その内容は舒赫徳等の順天府における対策は効果をあげているというが、銅錢退蔵の弊害が同様に存在すると見られる他の直隸省属の州県においては、方觀承はどのような対策を行っているか報告を行わせよ、というものであつた。この上諭は九月七日のものであるが、実は方觀承はこの上諭とは行き違いに、<sup>29</sup> 九月六日に、七月十七日の上諭をうける形で直隸省における銅錢退蔵の対策について報告を行っている。<sup>30</sup> ここで方觀承は、

臣伏查、直隸富戸積錢之弊所在多有、而鄉村富民為尤甚、緣銀色平法鄉愚罕能辨識、一切行使俱以錢文爲便、而錢質之重百倍於銀、藏貯在家可免盜竊之虞。是以凡有田房交易糧食買賣至數十百兩、一概用錢。積累既多、或潛藏地窖之中、或散置米穀之内、盈千累萬有入無出、以致國寶漸多壅滯、市價日見增昂。

と、直隸省における銅錢使用の状況を述べ、銅錢蔵による弊害の存在を認めた上で、その対策について右文以下に述べている。方觀承はやはり上諭をふまえ、制限以上の銅錢の保有を禁止してその額を一〇〇串とし、自ら官あるいは市鎮に赴いて銀と交換させることを言う。一方でそれに加えてより根本的対策として彼が認識した、銀三十兩以内という取引における銅錢使用の制限策をうち出している。<sup>31</sup>

乾隆帝と方觀承のの文書往復をもう少し追ってみよう。右の方觀承の上奏をうけて九月十二日、再び上諭が出される。<sup>32</sup> 九月六日の方觀承の上奏はまだ対策のみを言ったものであり、七月十七日の最初の上諭から二ヶ月を経過しているにもかかわらず

第二表

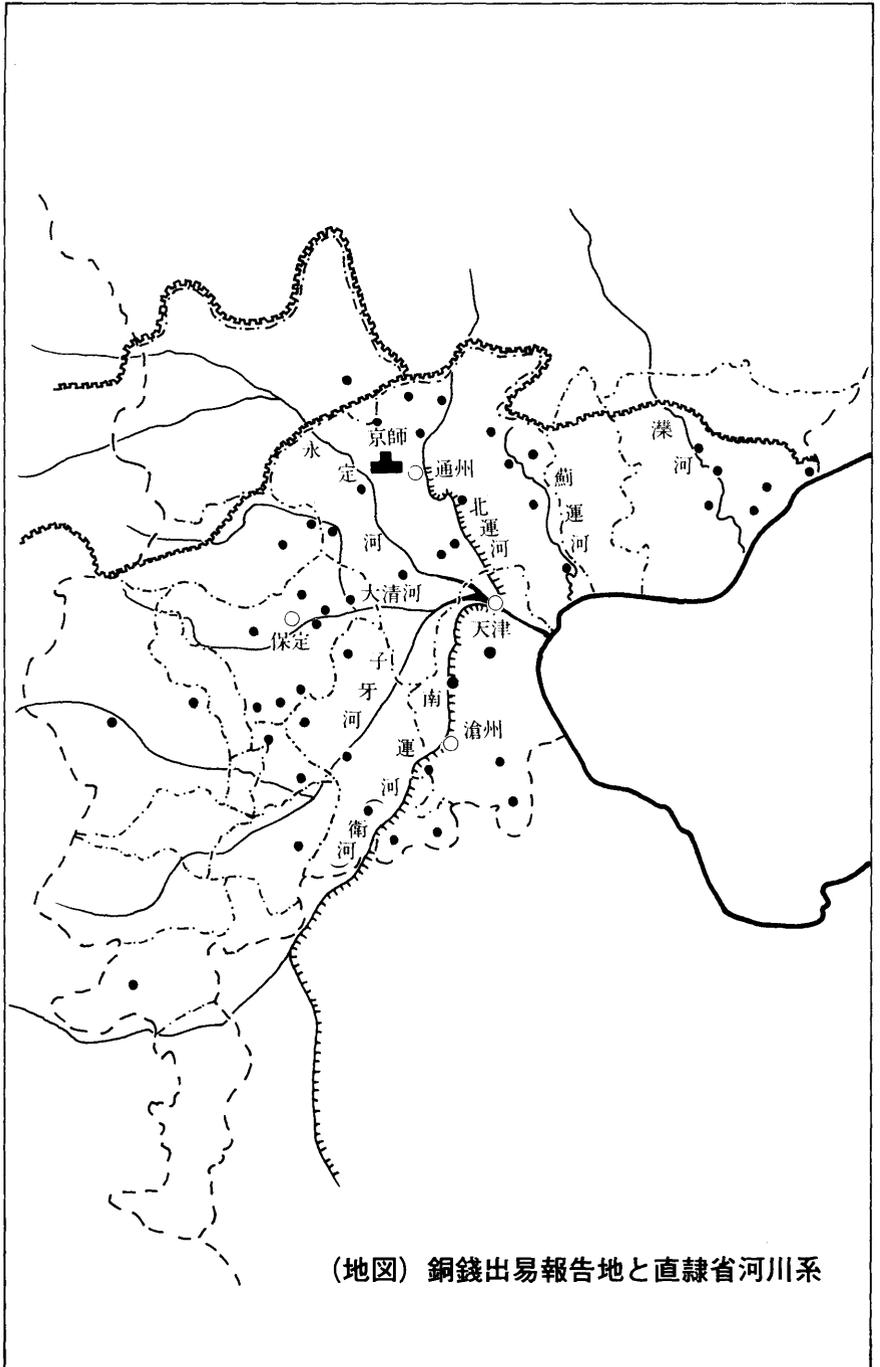
出易地	出易数(串)	出易地	出易数(串)
順天府		天津府	
通州	10,790	河州	800
涿州	562	景州	1,500
良鄉	245	吳寧	1,300
宝坻	380	天津府	1,510
香河	325	滄州	16,550
寧河	1,980	青島	2,140
武清	370	静海	1,200
保定府	1,300	塩山	5,130
祁州	3,080	南皮	2,680
完州	690	慶雲	833
雄州	1,430	永平府	
清苑	1,650	盧龍	1,875
新安	1,660	灤州	3,650
博野	850	遷安	1,840
河間府		撫寧	520
獻縣	2,120	昌黎	1,930
肅州	240	樂亭	1,200
任邱	1,806	臨榆	366

(典拠)註(35)、(39)の「宮中權乾隆朝奏摺」

らず、京師や順天府の状況を舒赫徳が報告しているには直隸省の錢価等の具体的状況について報告されていない。速やかに方觀承に命じて九月六日の奏摺内で方觀承が述べた対策の成果について報告させよ、というものであった。ところがその上諭が発せられた同じ十二日に、方觀承は九月七日の上諭をうける形で直隸省の状況に関する上奏を行っており、再び行き違いとなっている。このあたりは乾隆帝の関心の深さを示すものか。これがもし雍正帝であれば九月六日の奏摺に硃批を加えるところであろう。「別有旨諭」として軍機大臣を通していわゆる寄信上諭を発するという形式は乾隆帝が確立した行政手法の一表現といえるであろう。<sup>(34)</sup>

さて九月十二日の方觀承の奏摺であるが、各属の稟報を参照しながら全般的な錢価の低落を言い、これを政策の成果によるものであることを推定している。ただしここでは暎諭による退藏錢の出易策に限定され、使用制限策の成果についての言及はない。とここで順天府の覇州と大城県の稟報により、銅錢退藏の主体を「莊頭・貢生」としている点に注意したい。後の方觀承の奏摺には、「生・監・商・民人」とあり、恐らく特に直隸省において「富戸」というのは具体的にはこれらの階層を指しているとしてよいだろう。<sup>(36)</sup> 具体的錢価についてであるが、大体八〇〇文以上であると、彼の駐在する保定府城(清苑県)においては従来の七九〇文に三〇文を加えているという。また稟報をふまえた上でであろうが、「隣近水次」地方における客船の銅錢持出しを禁止することをはじめて言っている。

方觀承は九月十六日に九月十二日の諭をうける形の形式的な上奏を行った後、<sup>(37)</sup> 十月五日、<sup>(38)</sup> 十一月九日、<sup>(39)</sup> 十二月二十日とほぼ一ヵ月毎に直隸省属各州県の出易額を報告している。第二表は出易額が明記されている州県についてまとめたものであり、額が明記されていない州県も含め地図上に示した。第二表、あるいは地図からその傾向をつかむとすれば、まず通州・滄州の呈交数の多さが



(地図) 銅錢出易報告地と直隸省河川系

特徴として挙げられ、また京師に近いほど報告州県数が増える、という点も挙げられる。各州県から布政使を通じて直隸総督に報告されるといふ手続をとったであろうこれらの数値は、額面通りには受けとれないものであることは考慮しなければならぬが、一步ゆずつてそれぞれの州県にとつてこのくらいの数値があつてもおかしくない値、と考へてもよいと思われ。さて、通州の呈交数の多さは、大運河終点で諸物資が集中する通州自体の経済規模の大きさもその要因の一つとして考へられるが、それよりも従来において常に問題となつてゐる漕運船、商船等の販運行為による銅錢需要の大きさが反映してゐるものと思われる。後に方観承は「通州船舶通行、乃向來錢貴之時」と言つてゐるが、これはその特別な銅錢需要のあり方を表現するものである。滄州について言えば、滄州付近が長盧塩の産地であることを考へれば塩の問題とかかわりがあることは明らかである。のち翌十八年に長盧塩政天津総兵官吉慶が、塩商が交塩区内で塩を小売して得た銅錢は、随時売塩州県内において銀に易換させるべきことを請う上奏をしてゐるが、これは塩商の當舖と共通した銅錢の集中のし易さが背景にある。この上奏をふまえた上論によつて状況報告に諮問された長盧塩区以外の塩区の塩法最高責任者たちは吉慶が言うような弊害をほとんど否定しているが、こと長盧塩区および同じく長盧塩政の管轄である山東塩区に関しては、塩商に集中した銅錢が高コストの運搬費にかかわらず越境して滄州や天津に販運される状況が現実に存在したと思われる。こうしてみると直隸省において銅錢流通量が多い箇所は、まず北京および清苑（保定府治）という鑄錢局が存在する所と、通州、天津のような交通の要衝、あるいは滄州附近のような産塩地方が今のところ確認できる。産塩地は南運河沿いの交通の発達している地域でもある。特に天津については、元來からの海港・運河の結節点であることにとどまらず、直隸省の現在でいう海河水系の河川、つまり永定河・南北運河・大清河・子牙河等が集中する所でもあり（地図参照）、この時期整備が進む水利工事により省内水運の結節点となり、以後独自の市場として発展していくことに注目したいと思ふ。

ここまで方観承の奏摺をもとに直隸省の政策展開と状況を見てきたが、比較の為に他省の状況も概観してみよう。年を越して乾隆十八年三月二十七日、方観承は一連の報告の最終版として

臣欽遵飭諭各州縣照前勸諭疏通、雖近日民間將錢文交易易換者漸次稀少、而所藏舊錢多已自行出售。臣留心體察、現在行使錢文十分中約有二分係康熙・雍正舊錢其上多有斑綠、可知出自埋藏。目下各處市集錢值每銀一兩換錢八百三十文至七十文不等。通州船舶通行乃向來錢貴之時。今每銀一兩、仍換錢八百四十文、實因錢值大勢平減之故。

と述べ、一応の政策の成功としての錢値の落ち着きをいう。そしてこの報告をふまえる形で、方観承の一連の奏摺を各省督

撫に鈔寄して閱覽させ、錢価が未だ落ち着いていない省にあつては同様の策を講ずべきこと、その地方の制度・状況に照してその政策が弊害をまねくようであれば必ずしも行う必要はないことを命じた上諭が三月二十九日に出される。この上諭によつて十五省の督撫から統々と上奏が提出される。そこで各省督撫は、自省における貨幣使用状況を述べながら、直隸省における対策にならうべきか否かについて判断している。概して彼らは、自省においては直隸省のような多額取引に際しての銅錢使用は無い、ということを理由に、直隸省と同じ性格の銅錢退蔵の弊害を否定する。しかし山東省と河南省は例外で、例えば河南巡撫蔣琦はその上奏で

臣伏查、豫省人民安於耕鑿少事經營、其存積錢文雖不至如直隸等省之多、而鄉民不諳銀色戩頭、習慣用錢、不特零星買賣概用錢文、即置売田産價值數百金者亦多用錢、每將錢文存積不即出易流通。<sup>48</sup>

と述べ、前年七月十七日の上諭に従う形で退蔵銅錢の發出易換の勸諭、さらに銅錢の多額使用の制限（ここでは十兩）、その他開封の朱仙鎮、陳州の周家口、光州の固始等の河川に隣接し客商が通過する州県における販運行為の取締等、ほぼ直隸省と同様の対策を講じ、その結果として地域によっては銀一兩が九百文に至り、前年と比較すればかなりの錢価の安値を示し、政策の効果が現れていることを報告している。また山東巡撫楊應琚は、前年十七年段階の勸諭策は一時的には効果があり、錢価は八五〇―一六〇文レベルまで平減したが、例年通常に見られる税糧徵收の際の変動に止まり、停徴の後に再び錢価が上昇したことをいう。さらに「東省富戸積錢之風、究未盡息」とし、銅錢の使用制限額については「東省民間多係零星交易」という理由で銀二十兩以内としているのを除けば直隸省の政策をそのまま採用することを言っている。その成果については翌乾隆十九年三月に同じく楊應琚の上奏が提出され、<sup>49</sup>ここでは全体的な錢価の落ち着きをいい、「現在錢価、実十數年來僅見之事」とまで言っている。

これらの各省の奏摺を、方觀承のものも含めて現実に行つた政策あるいは成果をふまえたものであると考えることはやや危険を伴うであろう。しかし河南省・山東省が銅錢退蔵の弊害を、直隸省と同じ要因にあるものとして報じていることは、その他の省が言う「直隸省とは事情が異なる」という文言を、逆に現実を表現しているものとして浮きたたせる。それでは直隸省の貨幣事情はどういう意味を持ち、また直隸省においていかなる歴史的役割を有していたのであろうか。

乾隆期に限らず、直隸省を含む華北地域においては原来銅錢使用の割合が高い、ということは明代からもすでに認識されている。<sup>51</sup>ここに見た乾隆期の状況もそういった歴史的背景を有しているのは確かである。そういった貨幣慣行を持つ地域に

他量の銅銭が投入されたらどういった現象が起こるであろうか。清朝中央通貨当局としては小額取引の民便の為に鑄造した銅銭が、現実には大量の商取引等に用いられる。しかもこれは銀に代わる富の蓄積手段として該社会に認知されている。元来それほど銀が集まるような生産力や市場ネットワークの背景がない所に有効需要を生み出すような、また資本たりえる貨幣流通量が増したことになる。これは十八世紀直隸省の地域経済に大きな役割を果たしたことになる。もちろんこの背景にはその貨幣供給量増加が悪性の物価上昇につながらないような好況状態があり、貨幣投入が発展に効果的影響を与える経済状況があったと思われる。それのみあうがごとく、直隸省の人口はやはり該時期を中心としてかなりの増加を見せる。また清初戦乱で一旦衰えた商品作物としての木綿栽培が軌道に乗るのは大体この時期からである。

雍正期までにおいては銅供給の不安定性により銅銭の鑄造量にかなりのバラつきがあり、なによりも既存の銅や銅銭を買取するという形で銅銭を供給したので貴金屬としての銅の総量は変化せず、広域的な波及効果は少ない。しかし乾隆初期に確立した雲南銅輸送と供給のシステムが直隸省全体への銅銭供給を保証したとみてよいだろう。

同様なことはおそらく山東省、河南省にも言えるだろう。該時期には山東省においてはそれまでの客商による市場支配から脱し、地方商人が台頭をはじめ、棉布生産等の自立的発展が見られ、従来の交通路としてのみの役割の位置を發展的に脱却させたと思われる。山東省には当時鑄銭局は無かったが、その銅銭使用慣行のもと、北京・直隸から禁令をよそに多量の銅銭が大運河沿いにもたらされたことは推定できる。

このような状況が見られた地域はどの範囲まで考えればよいかについては検討を要するが、乾隆十八年の各省督撫の状況報告の中で安徽巡撫が「今安徽省州、雖在江北者多、民間生計、與江南不甚相遠。惟鳳・穎兩府稍類北方、然素稱歛薄之区。」と報じ、また江蘇巡撫は「淮・徐・海三府州市集之上、雖多用錢、然亦少有至數十千以上者。」と報じているように、安徽省では鳳陽府、穎州、江蘇省では淮安府・徐州、海州と、直隸省山東省をややほみ出した地域で直隸等に類似する状況が見られるという。実はこれらの地域全体をあわせると水系で統一された地文的機能地域であることがわかる。これは交通便益の問題を考えた場合今後の考察に値する問題である。とはいえかように広域的な地域を考えるにしても、直隸省のように地域経済を展開せしめるほどの銅銭流通の影響力がもたらされる地域は限られていたであろう。

最後に直隸省の行政的位置について附言すれば、二つの政策事例に共通して言えるのは、京師・直隸省で政策を行ってみて、その結果をふまえた上での各省への諮問という形がとられているということである。そういった意味では、直隸省は行

政的地域区分がかなりの意味をもつ地域であり、単に「畿輔」の地であるがゆえの重要性という理念的なものに止まらないところで、その行政全体のあり方からしてもかなりの特色を有するところであつたのではなからうか。

## おわりに

直隸省においていくら銅錢が多量使用される状況にあつたにせよ、それが銀の流通を前提としなければならぬということとは確認しておかねばなるまい。銅錢はかなり狭いレベルで異なる慣行を見せるように、独自の貨幣体系を形成しながらも、貨幣論的に言えばそれ自体銀の貨幣体系の中に含まれる二面性を有するものであつた。なによりも「錢価」という表現は銀なくしてはあり得ない。少なくとも本稿が対象とした時期には錢価は一面で貨幣として銀との相対価格であつたが、それよりも「米穀」「銅」「布帛」などと同様「銅錢」という一商品として、価格体系の一部を構成していたと思われる。したがつて乾隆の錢貴とは壅滞なき銀流通・銀増加のもとの当時のゆるやかなインフレーションの中で生じた、銀の価格体系の中における「銅錢の値段」の上昇であつたのだろう。それは歴史的条件の中で形成された、地域によって異なる貨幣使用慣行の中で地域的問題としてあらわれる。また銀の流通が様々な要因で滞つてくると、「錢価」は低落するが、銅錢の独自の「貨幣」としての一面が乾隆の多量鑄造、多量流通という初期条件下で暴走を始める。後の小錢問題等にはこういった背景が考えられる。

本稿で見た諸政策を含めた乾隆初期の錢貴に対応せんとする通貨政策は、右のような条件下では対処療法にすぎないことは明らかであるが、直隸省の地域経済にとっては期せずして正の効果をもたらした。まさしく二千数百年の歴史を有し、その役割を終えつつあつた銅錢が、それを単に社会慣習として大量使用していた十八世紀の該地域の発展を支えていたのは歴史的皮肉である。本稿で明らかにできなかった直隸省地域経済展開の具体像については今後の課題としたい。

## 註

(1) 以下の註に挙げないものとしては、山本進「清代前期の平糶政策——採買・食儲政策の推移——」、『史林』七一巻五号、一九八八年、黒田明伸「清代備蓄考——資産形態よりみた経済構造論——」、『史林』七一巻六号、一九八九年、等がある。

(2) 岸本美緒「清代物価史研究の現状」、『中国近代史研究』五集、一九八七年、則松彰文「清代中期の経済政策に関する一試論——乾隆13年（一七四八）の米貴問題を中心に——」、『九州大学東洋史論集』十七、一九八九年、等。

- (3) 黒田明伸「乾隆の錢貴」『東洋史研究』四五―五、一九八七年。
- (4) 間宮陽介「貨幣の技術と貨幣經濟」『思想』七四八、一九八六年、参照。
- (5) 岸本美緒「清朝中期經濟政策の基調——一七四〇年代の食料問題を中心に——」『近きに在りて』一一号、一九八七年、32頁参照。また川勝守「清、乾隆期雲南銅の京運問題」『九州大学東洋史論集』十七、一九八九年、には「清朝国家Ⅱ中国の抱える根の深い、スケールの大きな諸問題」の一つとしてのこの問題について、銅輸送の事例を通じて示唆されている。
- (6) 川勝註(5)論文、参照。
- (7) 黒田註(3)論文、参照。ただし、例えば制錢の素材価格が名目価格を上回るものであったといった指摘は、少なくとも清代においては、制錢の成分(銅は五〇%から六〇%)から考えても成立し得ない。黒田氏が論拠としている佐伯富「清代雍正期における通貨問題」(『東洋史研究』十八―三、一九五九年)に所引の『硃批諭旨』の王士俊の史料は制錢の成分が銅一〇〇%であることを前提とした他におもわくがある議論である。同様の議論は「聖祖実録」卷一一六康熙二十三年九月丙寅の条にも見られる。なおこの時、制錢重量は一文Ⅱ一錢に変更された。
- (8) 中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』第七輯、一九八一年161頁以下、「順治年間制錢的鼓鑄」の諸史料参照。彭澤益「清代採銅鑄錢工業的銅息問題考察」『中国古代史論叢』一九八二年第一輯、参照。
- (9) 中国第一歴史檔案館「康熙八至十二年有関鼓鑄的御史奏章」『歴史檔案』10、一九八四年、参照。
- (10) 香坂昌紀「清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について」『東北学院大学論集』11、一九八一年、参照。
- (11) 川勝註(5)論文、参照。
- (12) 黒田註(3)論文、参照。
- (13) 『高宗実録』卷二二六、乾隆九年十月壬子。
- (14) 同、卷二二二、乾隆十年正月辛巳。
- (15) 同、卷二二六、乾隆十年三月甲申。
- (16) 同、卷二二九、乾隆十年四月丙寅。
- (17) 同、卷二二七、乾隆十年三月己亥。
- (18) 同、卷二四三、乾隆十年六月。
- (19) 同、卷二四五、乾隆十年七月。
- (20) 同、卷二五一、乾隆十年十月。
- (21) 同、卷二八七、乾隆十二年三月辛亥の戸部議准に見える湖北省での八分重の小錢鑄造の試みが停止されたのは、既存の銅錢流通に混乱をもたらすという理由であり、必ずしも中央通貨当局の規格維持の方針によるものではないだろう。乾隆晩年の「小錢」問題に対する対応とは經濟背景的な点でも、また行政姿勢や方針の点においても異なるものであったと思われる。

- (22) 『皇朝文獻通考』卷十六、錢幣四。
- (23) 前掲註(14)の上諭。
- (24) 例えば、『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯664頁、雍正六年一月二十六日、河南總督田文鏡の奏に、「由宝泉・宝源二局出、而散之于京畿、由京畿而至各省、由各省而至各府州縣、由府州縣而至大小村庄。」という記述が見える。
- (25) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、365頁、乾隆十七年七月十二日、山東布政使李謂奏摺。
- (26) 『高宗實錄』卷四一九、乾隆十七年七月乙亥上諭。
- (27) 例えば、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、828頁閩浙總督喀爾吉善、福建巡撫陳弘謀の上奏は、前節で見た乾隆十年の対策を徹底させることを言うのみで何ら新しい情況報告やそれについての対策検討をふまえたものではなかったため、さすがに乾隆帝の「此皆詆上虛文。何常實力奉行哉。」という叱責を受けている。
- (28) 同、第三輯、775頁、乾隆十七年九月五日、舒赫德、胡宝瑛奏摺。なお当時舒赫德は軍機大臣・兵部尚書、胡宝瑛は漢兵部左侍郎であったが、この奏摺については内容の性格から言って前者は兼管していた歩軍統領、後者は同じく兼管していた順天府尹大臣の管轄として出されたものである。
- (29) 『高宗實錄』卷四二二、乾隆十七年九月甲子上諭。
- (30) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、779頁、乾隆十七年九月六日、直隸總督方觀承奏摺。
- (31) 方觀承は一般商取引においては牙行のレベルで、土地取引については契稅レベルで銅錢使用制限の規制を行おうとしている。当時の行政が経済活動にかかりうる一つの範囲を示しているといえよう。
- (32) 『高宗實錄』卷四二二、乾隆十七年九月己巳上諭。
- (33) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯、816頁、乾隆十七年九月十二日、直隸總督方觀承奏摺。
- (34) 川勝註(5)論文、25頁参照。
- (35) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四輯、74頁、乾隆十七年十月初五日、直隸總督方觀承奏摺。
- (36) 山根幸夫「明清時代華北市集の牙行」、『星博士退官記念中国史論集』一九七八年、同「明・清初の華北の市集と紳士・豪民」、『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』一九七七年、に明清期の華北市集においては、郷紳や牙行の市場支配が進展していたという指摘がなされている。山根氏は市集の成立過程等にその事例的根拠を提出されているが、より本質的には本稿の事例に見えるように、そう誰もが知り得なかったであろう錢価の情報を知り得、またその情報を利用しえた、という情報の独占ということに問題があるのではなからうか。そういった意味では牙行の存在も価格情報の独占ということに支えられていたと見ることができよう。なお、莊頭の性格については、村松祐次「清の内務府莊園―内務府造送皇產地畝冊という史料について」、『橋大学研究年報 経済学研究』二二、一九六七年、江夏由樹「清朝の時代、東三省における八旗莊園の莊頭についての一考察―帯地投充莊頭を中心に―」、『社会経済史学』四六一一、一九八〇年、参照。直隸省の旗地莊頭については不明な点が多く、

後考に期したいが、郷紳や牙行と同様、在地の市場において影響力をおよぼしていたことが推測できる。

(37) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、844頁、乾隆十七年九月十六日、直隸總督方觀承奏摺。  
(38) 前掲註(35)の奏摺。

(39) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第四輯、274頁、乾隆十七年十一月九日、直隸總督方觀承奏摺。

(40) 同、第四輯、644頁、乾隆十七年十二月二〇日、直隸總督方觀承奏摺。

(41) 同、第四輯、911頁、乾隆十八年三月二十七日、直隸總督方觀承奏摺。

(42) 同、第五輯、587頁、乾隆十八年六月十六日長蘆塩政天津總兵官吉慶奏摺。

(43) 『高宗実録』卷四四一、乾隆十八年六月辛丑上諭。

(44) 清苑の宝直局は乾隆十年に開局されている。その需要銅の供給を洋銅に求めている点は興味深い。(『皇朝文獻通考』卷十六、錢幣四。)

(45) 直隸總督は方觀承が乾隆十四年に任ぜられた時より直隸河道總督の任務を吸収した。方觀承はその河務の才能を評価されており永定河、南北運河、子牙河等の水利工事において多くの業績を残している。直隸省における運輸交通システムは、天津中心として放射状にひろがる水運と、それを横切る陸路というクモの巣状の形態を模式的に想定すればよいだろう。なお永定河については水運の便はない。方觀承の水利行政や直隸省の交通システムについては別稿で検討する予定である。

(46) 前掲註(41)の奏摺。

(47) 『高宗実録』卷四三五、乾隆十八年三月乙酉上諭。

(48) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯、299頁、乾隆十八年五月十日河南巡撫蔣炳奏摺。

(49) 同、第五輯、252頁、乾隆十八年五月二日、暫署山東巡撫楊應琚奏摺。

(50) 同、第七輯、721頁、乾隆十九年三月七日、山東巡撫楊應琚奏摺。

(51) 明、万曆末の謝肇淛『五雜俎』卷十二に「今天下交易所通行者、錢與銀耳。用錢便于貧民。……京師水衡日鑄十余万錢、所行不過北至盧龍南至德州、方二千里耳。」とあり、同じく万曆年間游日弁「臆見滙行」卷四、錢法(武新立編『明清稀見史籍叙録』一九八三年内に鈔録)に「迨至我朝、雖設監鑄之官、嚴盜鑄之禁、広散錢之例、非不欲流通、其法行之薄海、然而江淮以北行處尤多、江淮以南行處准少。」とある。

(52) 梁方仲編『中国歴代戸口・田地・田賦統計』一九八〇年、によれば明末に四〇〇万人あった人口が、清初二八〇万人に減少し、雍正年間に明末の人口水準に達し、乾隆末には二三〇〇万人台と明末の五倍あまりまで増化し、その数字で咸豊期まで安定している。

(53) Susan Mann *Local Merchants and the Chinese Bureaucracy, 1750-1950*, Stanford, 1987参照。

(54) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯、837頁、乾隆十八年七月十九日、管安徽巡撫事張師載奏摺。

(55) 同、第五輯、768頁、乾隆十八年七月十三日、署兩江總督鄂容安・江蘇巡撫莊有恭奏摺。

(56) G. W. Skinner "Regional Urbanization in Nineteenth-Century China." In *The City in Late Imperial China*, ed. G. W. Skinner, Stanford, 1977, 参照。

(57) 一例を挙げれば、乾隆『永清県志』第十、戸書第二に、毎錢一千一市例少十六枚、俗名底串。永書市易之價、以一錢准六數、号謂永錢……惟習久自能無悞。初至其地、往往患苦之。」とある。所謂「短陌」の一例である。なお、本稿ではあえて捨象した銀にも同様の地域的差異は存在する。この銀の問題については今後の検討課題としたい。